

# 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会

## 第4回協議会

### 会 議 資 料

平成30年5月21日

# **1. 遠賀川圏域の減災に係る 取組方針の改定について**

# (1) 協議会・幹事会の開催状況について

協議会規約 第8条(旧規約第7条)5項に基づき、幹事会の検討結果等については、協議会へ報告する。

## 協議会・幹事会の開催状況

### ○H28. 5. 23 第1回推進協議会

#### ・協議会設立

○H28. 6. 13 第1回幹事会(合同)

○H28. 7. 19 第2回幹事会(合同)

### ○H28. 8. 4 第2回推進協議会

#### ・「遠賀川の減災に係る取組方針」策定

○H28. 11. 28~30 第3回幹事会(ブロック会議形式)

○H29. 2. 23~24 第4回幹事会(ブロック会議形式)

○H29. 4. 28 第5回幹事会(合同)

### ●H29. 5. 29 第3回推進協議会

#### ・二級河川の追加

#### ・取組方針の進捗状況を説明

○H29. 11. 28~30 第6回幹事会(ブロック会議形式)

○H30. 2. 22~26 第7回幹事会(ブロック会議形式)

○H30. 4. 25 第8回幹事会(合同)

### ●H30. 5. 21 第4回推進協議会(今回)

## 構成

首長クラス 推進協議会(委員会)

課長クラス 推進協議会(幹事会)



※幹事会は、より密な議論を行うため、議題に応じて、ブロック会議形式にて実施。

※各ブロックに、県、県土事務所、气象台、遠賀川河川事務所が参加。

# (1) 協議会・幹事会の開催状況について（参考）

協議会・幹事会の活動状況については、協議会・幹事会開催後、遠賀川河川事務所のホームページ上に紹介。

## 推進協議会に関するページ

## 遠賀川水防災意識社会構築推進協議会（幹事会）開催状況

本協議会では、協議会の円滑な運営を目的として、防災の実務を担当する人員で構成した「幹事会」を設置し、情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行っています。  
また、より実行性を高めるために、議論の内容によって遠賀川流域を3ブロックに分け少人数化することにより、深い議論が行える体制でも実施しています。

- 【幹事会のブロック構成】
- ・遠賀川上流・犬鳴川ブロック
  - ・遠賀川下流ブロック
  - ・彦山川ブロック

以下に、現在までの、幹事会の活動状況を示します。

## 第4回幹事会（ブロック会議）

- ＜開催日＞
- 平成29年 2月23日 遠賀川下流ブロック
  - 平成29年 2月23日 遠賀川上流・犬鳴川ブロック
  - 平成29年 2月24日 彦山川ブロック

- ＜議事内容＞ ※主体事項のみ記載
- 1) 最新の防災関連情報の共有について
  - 2) 各取組状況と今後の進め方について
    - ①水防災学習等の普及等（協力的体制等）
    - ②関係機関の連携の強化等（ホットライン等）
    - ③避難行動につながる情報の提供等（エリアメール等）
  - 3) アンケート調査結果と各種対応策について
  - 4) 各自治体、関係機関の取組状況及び課題の共有・意見交換
  - 5) 次回会議開催に向けた整理事項等について



遠賀川上流・犬鳴川ブロック

遠賀川下流ブロック

彦山川ブロック



## 第3回幹事会（ブロック会議）

- ＜開催日＞
- 平成28年11月28日 遠賀川上流・犬鳴川ブロック
  - 平成28年11月29日 彦山川ブロック
  - 平成28年11月30日 遠賀川下流ブロック

- ＜議事内容＞ ※主体事項のみ記載
- 1) ブロック会議メニューの進め方
  - 2) 最新の防災関連情報の共有
  - 3) 取組状況と今後の進め方について
    - ①水防災学習等の普及等（人材育成の進め方等）
    - ②関係機関の連携の強化等（タイムライン、アンケート）
    - ③避難行動につながる情報の提供等（プッシュ型メール）
  - 4) 各自治体、関係機関の取組状況及び課題の共有・意見交換
  - 5) 次回ブロック会議開催に向けた整理事項等について

遠賀川上流・犬鳴川ブロック



遠賀川下流ブロック



彦山川ブロック



幹事会は、議事内容のみの紹介

## (2) 平成29年5月 水防法改正について

・近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、水防法等の一部が改正され、平成29年5月12日に成立、5月19日に公布されました。

### 水防法の主な改正点

#### 大規模氾濫減災協議会の創設（協議会の法定化） 法第15条の九、十

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 法第15条の十一

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援 法第15条の三

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

# (2) 平成29年5月 水防法改正について (参考)

## ●水防法等の一部を改正する法律

<予算関係法律>

### 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、 「社会経済被害の最小化」 を実現し、  
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

### 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連携体制を整備する

#### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

##### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

##### 協議会のイメージ



##### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

##### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



#### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

##### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

##### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

##### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 134/367協議会 (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)  
⇒ 関係機関と連携し、  
2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に  
法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み

# (3) 遠賀川圏域の減災に係る取組方針の改定について【1/4】

## ①直轄河川での取組

平成27年9月 関東・東北豪雨災害

平成27年12月10日 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の答申

平成28年5月23日 遠賀川 第1回水防災意識推進協議会 **：設立**

平成28年8月4日 遠賀川 第2回水防災意識推進協議会 **：取組方針策定**

## ②都道府県等管理河川での取組

平成28年8月

北海道・東北地方を襲った一連の台風により、一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生

平成28年10月7日

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

→「水防災意識社会 再構築ビジョン」の県管理河川への設置を要請

遠賀川水防災意識社会構築推進協議会での取組を  
二級河川(全7河川)へ拡大

・水防法等の一部が改正され、平成29年5月12日に成立、5月19日に公布された。

○国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

平成29年5月29日 遠賀川 第3回水防災意識推進協議会

- 取組状況の確認
- 規約改正(名称変更)遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会へ

### ■二級河川(全7河川)へ拡大

- ・北九州市(八幡西区) 金山川、割子川、撥川、金手川  
(きんざんがわ、わりこがわ、ぼちがわ、かなてがわ)
- ・岡垣町 矢矧川、汐入川  
(やはぎがわ、しおいりがわ)
- ・赤村 今川(上流)  
(いまがわ)

## ③地域の取組方針の公表

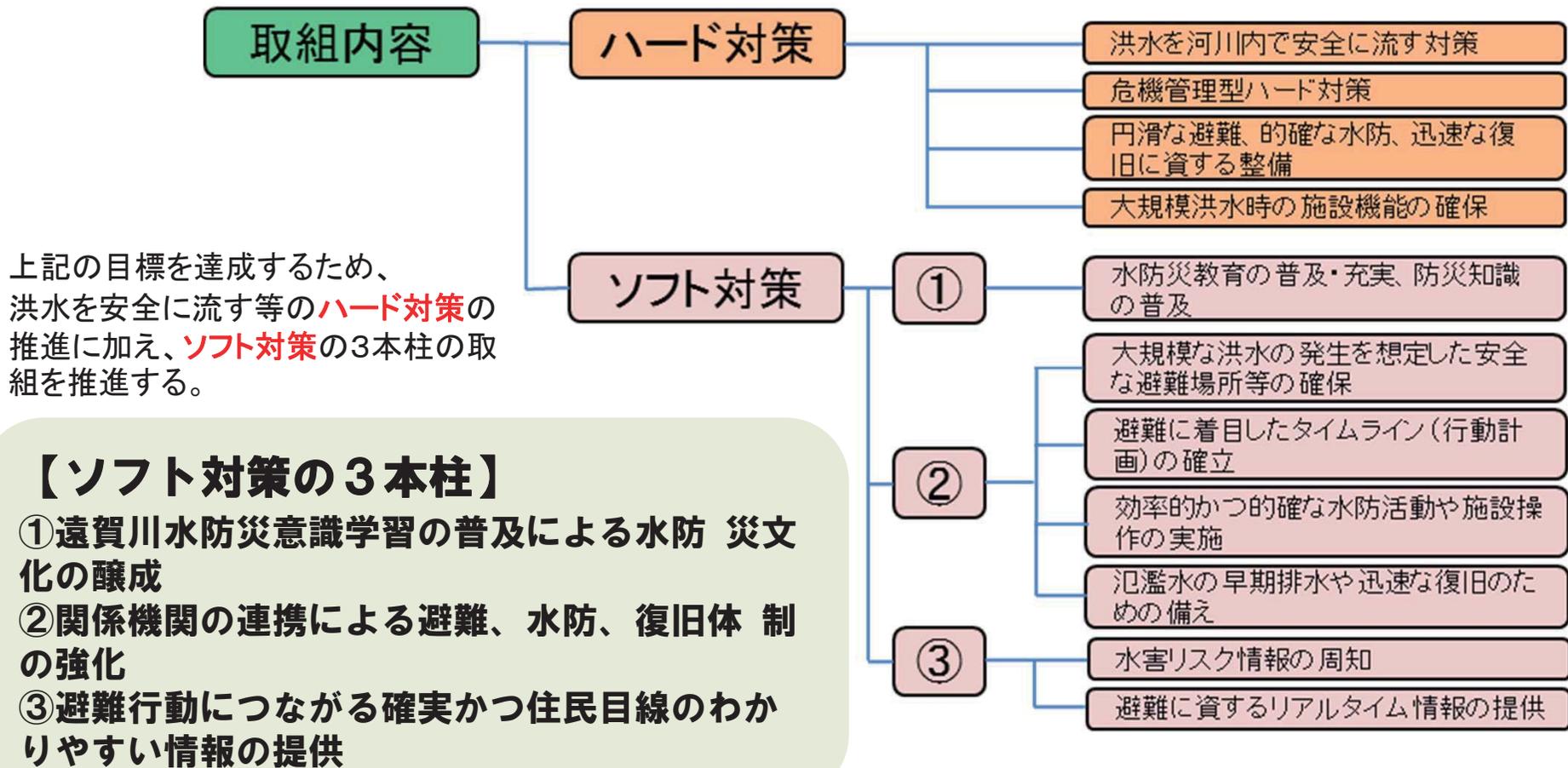
・今回(第4回)協議会審議に諮り、「減災に係る取組方針」を公表予定  
(圏域:二級河川の追加であり、「減災に係る取組方針」そのものの大きな変更はない)



# (3) 遠賀川圏域の減災に係る取組方針の改定について【3/4】

## 遠賀川圏域の減災に係る取組方針（概ね5年間で実施する取組）

**【5年間で達成すべき遠賀川の減災のための目標】**  
これまで経験したことのない大規模な洪水の発生に備え、関係機関が連携してソフト対策とハード対策を一体的かつ計画的に推進し、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済的被害の最小化に繋げることを目標とする。



# (3) 遠賀川圏域の減災に係る取組方針の改定について【4/4】

## 概ね5年間で実施する取組方針（改定）

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策
- 円滑な避難、的確な水防、迅速な復旧に資する整備
- 大規模洪水時の施設機能の確保

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ①水防災学習の普及による防災文化の醸成

##### ■水防災教育の普及・充実、防災知識の普及

- ・水防災学習を担う人材の育成のための講習会等を実施
- ・小・中学校における水防災教育の促進
- ・地域における水防災学習会等の実施促進
- ・住民団体と連携した防災意識の啓発、防災知識の普及

#### ②関係機関の連携による避難、水防、復旧体制の強化

##### ■大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保

- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提として、避難場所、避難経路等の避難計画を検討し体制を整備
- ・広域避難を視野に入れた市町村間の連携に関する方策を検討し体制を整備

##### ■避難に着目したタイムライン（行動計画）の確立

- ・実洪水を踏まえたタイムラインの検証と必要な見直し
- ・避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの作成を検討【追加】
- ・首長等が参加したタイムラインに基づく実践的な訓練（ホットライン訓練）の実施

##### ■効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施

- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- ・氾濫リスクの高い箇所の水防団等との合同現地確認の実施
- ・効率的かつ的確な水防に資する情報の充実に向けた検討
- ・水防工法等に関する訓練や学習会等の計画的な実施
- ・樋門等の操作情報のリアルタイムでの共有

##### ■氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え

- ・氾濫水を迅速に排水するための緊急排水計画の検討、策定
- ・堤防決壊時の応急復旧の図上訓練の実施（交通切り替えを含む）

#### ③避難行動につながる確実かつ住民目線のわかりやすい情報の提供

##### ■水害リスク情報の周知

- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定公表
- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定の時系列情報の公表
- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提とした避難行動に直結するわかりやすいハザードマップの作成、公表

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、訓練等の促進【追加】

- ・洪水ハザードマップや防災情報の理解促進のための学習会、広報活動等の実施
- ・想定浸水深や避難場所の位置を街中に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備
- ・洪水ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施

##### ■避難に資するリアルタイム情報の提供

- ・切迫性が伝わる情報内容、提供方法の検討、必要な見直し
- ・二級河川においても迅速かつ的確な防災体制が図れるよう、洪水時における情報提要（ホットライン）の構築を検討【追加】
- ・多様な情報提供媒体（SNS、防災無線、エリアメール等）を活用した、幅広い年代の方々へわかりやすい情報の発信
- ・報道機関等を通じて視覚的に切迫感が伝わる河川カメラ映像等の情報提供の推進